

第61回日本弁護士連合会市民会議

日時：2019年（平成31年）3月19日（火）15時30分～17時30分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）
副議長 井田 香奈子（朝日新聞大阪本社社会部次長）
委員 中川 英彦（元京都大学法学研究科教授）
清原 慶子（三鷹市長）
ダニエル・フット（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
逢見 直人（日本労働組合総連合会会長代行）
村木 厚子（元厚生労働事務次官）
吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締役副社長）
河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金事務局長）
駒崎 弘樹（認定NPO法人フローレンス代表理事、新公益連盟代表理事）

（日弁連）

会長 菊地 裕太郎
副会長 笠井 直人、阪本 康文、吉成 務
事務総長 菰田 優
事務次長 高崎 玄太郎、小町谷 育子、大坪 和敏、武内 大徳、奥 国範、
永塚 良知、添田 真一
広報室室長 佐内 俊之

（説明協力者）

刑事調査室嘱託 和田 恵
人権擁護委員会外国人労働者受入れ問題プロジェクトチーム委員 高井 信也
以上 敬称略

1. 開会

（奥事務次長）

それでは定刻を過ぎましたので、始めさせていただければと思います。今回から担当の事務次長が代わりまして、私、奥国範が担当させていただきます。よろしく願いいたします。

お手元の資料ですが、事前送付として議題1・議題2に関する冊子をお送りさせていただきました。

いておりまして、当日配布としまして、「自由と正義」の前々回の報告記事をお配りしております。

それでは、本日初めて出席する日弁連側の出席者の自己紹介をさせていただければと思います。

(阪本副会長)

日弁連副会長の阪本でございます。和歌山弁護士会所属でございます。本日はよろしく願います。

(吉成副会長)

徳島弁護士会所属の、副会長の吉成と申します。日弁連刑事弁護センターや国選弁護本部を担当しております。よろしく願います。

(永塚事務次長)

事務次長の永塚でございます。2月に着任したばかりでございます。何とぞよろしく願います。

(和田囑託)

刑事調査室の囑託を務めております和田と申します。12年ほど弁護士をしております。よろしく願います。

(奥事務次長)

それでは、進行につきまして、北川議長、よろしく願います。

2. 開会の挨拶

(北川議長)

それでは、始めさせていただきたいと思います。

委員の皆様にはお忙しい中をご出席いただき、ありがとうございます。湯浅誠委員はご欠席でございます。吉柳さんは中座されると伺っております。

それでは、第61回の市民会議を開催させていただきたいと思います。

3. 菊地裕太郎日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に、菊地裕太郎日弁連会長さんからご挨拶をお願いいたします。

(菊地会長)

会長の菊地裕太郎でございます。

お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。前回、12月18日に開催した市民会議では、少年法の適用年齢の引下げについてと、日弁連の再審支援事件についてをテーマにご議論いただきましたが、一体、これはその後どうなったのかということを若干ご報告します。

少年法の適用年齢引下げについては、今、法制審議会の部会の中で議論されておりまして、

日弁連委員は反対意見を述べておりますが、どうやらなかなか届かないような状況にあります。最速では、今年の6月に法制審議会総会で審議され、臨時国会に提出されるのではないかとこのスケジュールも予想されています。日弁連も院内集会を企画するなどアピールをしております、様々な関連団体の皆様にもお集まりいただき、賛同いただける方も多くいらっしゃるのですが、どうにも不可解な法律改正が行われようとしていると実感しております。引き続き精一杯取り組んでまいりたいと思います。

日弁連の再審支援事件につきましては、今年度、再審開始決定が相次いでおります。まさにチャンス到来ということで、特に再審の証拠開示の問題について、今、最高裁・法務省・検察庁・日弁連の四者協議で議論されております。遅々たる歩みではございますが、来年には京都コンgresもございませし、こちらも精一杯進めていきたいと思っております。

本日はまずいわゆる人質司法、今新聞を賑わせているテーマについて、お話をお伺いしたいと思ひます。それから、外国人労働者の受入れについてです。昨年日弁連は人権擁護大会において、外国人労働者との共生の社会を作るとこのことを宣言いたしましたが、共生社会の実現に当たって、司法アクセスはどうなっているのか、困ったときに弁護士に相談できる体制が組まれているのか、こういった課題が突きつけられている状況にあります。

是非私どもに、示唆に富んだお話をいただき、次回にはより進んだ状況を報告できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

次に、議事録の署名人をお願ひしたいと思ひますが、逢見委員、河野委員、お願ひできますか。

では、よろしくお願ひいたします。

5. 議事

(北川議長)

それでは、本日の議題に入ります。お手元に配布されている議題のとおり進めさせていただきます。

議題① 「人質司法」からの脱却 ～身体拘束の在り方と弁護士立会い～

(北川議長)

第1の議題として、『人質司法』からの脱却 ～身体拘束の在り方と弁護士立会い～」を検討していきたいと思ひます。まず、吉成務副会長、和田恵刑事調査室囑託にご説明をお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(和田囑託)

では、私の方から、最初に簡単にご説明申し上げたいと思います。

先ほど菊地会長からもお話がありましたように、一つの事件をきっかけに、人質司法、そして弁護人の立会いという問題が大きくクローズアップされております。特に、国内だけではなく、世界の著名なメディアからも取り上げられるという状況が続いています。連日、報道などでホステージジャスティス (Hostage Justice) という言葉を目にする機会がございます。

ただ、私自身、先ほど申し上げましたように、約12年弁護士をしております、刑事弁護にずっと力を入れてやってきたのですけれど、この人質司法という問題は、今に始まった問題では全くございません。刑事弁護を日々やっていて、本当に毎日のように痛感してきました。

人質司法という言葉は実際にいつ頃から使われているのかと言いますと、私が調べた限りでも、1997年10月に日弁連が開催した人権擁護大会のシンポジウムで、既に人質司法という言葉が使われています。それがようやく脚光を浴びて、これだけ国内外で話題になっていると実感しています。

この人質司法について、まず数字でご説明したいと思います。人質司法というのは、簡単に言うと、検察官が主張している、逮捕した基になっている被疑事実、あるいは起訴した公訴事実を、認めなければ釈放されないということです。認めれば保釈を認めます、認めなければそのまま勾留は続けます、そういう状況です。

公開されているデータを見ましても、この状況は顕著にうかがわれます。これは2010年の数字ですが、保釈された人のうち、自白している人が93.2%、否認している人は6.7%です。さらにデータを見ますと、否認している人のうち、保釈が認められたとしても、それは裁判が始まってだいぶ時間が経ってからであることがうかがわれます。

起訴されてから保釈されるまでの日数が実際にどのくらいかかったかというデータは、私たちの手元にはないのですけれども、第1回公判前に保釈されたか、第1回公判に保釈されたか、あるいは第1回公判後に保釈されたかというデータがあります。これを見ると、こちら2010年の数字ですが、否認している人のうち、第1回公判前に保釈された人は44.3%、第1回公判後に保釈された人は54.3%です。

起訴されますと、第1回目の公判は約1か月後に行われることが通常です。ただし、2005年に公判前整理手続という手続が始まりました。これは、公判が始まる前に争点をきちんと整理しようというための手続で、裁判員対象事件では当然に必須の手続なのですが、そうすると、公判が始まるまでに1年近くかかる事件もあります。つまり、先ほどのデータが意味するものというのは、第1回公判後には約50%の人が保釈されているのではないということではなくて、起訴されてからかなりの時間経ってようやく、初めて保釈されているということが言えると思います。

一方で、対比的な情報を申し上げますと、2010年のデータで見ると、自白事件では、

第1回公判前には78.3%の人が保釈されているというデータがあります。ですから、否認している場合は、保釈されるケースというのは非常に少ないですし、かつ、保釈されるタイミングも遅いということが言えるのではないかと考えます。

それから、私が日々刑事弁護をやっていて、依頼者の方に今後の見通しについて説明するわけですが、事件を否認している被疑者・被告人の方に対しては、保釈が現実的には非常に厳しいという見通しを話さざるを得ないという状況にあります。そうすると、自分は無実だし、弁護人の私自身も無実を信じていても、このままでは保釈が認められない。こういう状況で裁判の準備をしなければいけないというジレンマに直面することがよくあります。

保釈についてのみ申し上げたのですけれども、もう一つ、日本特有の問題として、接見禁止という問題があります。今問題となっている事件でも、家族の方が面会できなかったということが報道されていましたが、日本には接見禁止という、検察官の請求によって裁判官が認める判断があります。これは弁護人以外の人、家族ですとか友人、恋人等と面会ができないという制度です。

仮に面会が認められても、警察署でわずか15分、20分しか面会ができません。しかも立会いが付いて、その立会いの人はメモを書きます。だから、何を話しているかが分かってしまうんですね。そういう状況でも、検察官は、弁護人以外との面会を認めると証拠を隠滅されるおそれがある、あるいは逃亡するおそれがあると言って、接見禁止を求め、それを裁判所が認めることがあります。

データで見ますと、起訴前に関しては今大体37.6%の事件で接見禁止が付されていると言われています。もともと組織犯罪などで接見禁止が付されることが想定されていたと私は理解していますが、そうではない方についても、否認している事件では接見禁止が付くことが多いです。

勾留されている人の状況を想像することはなかなか難しいところではありますが、勾留されていること自体に加えて、家族と面会できない、友人や恋人と全く会えないというのは、本人にとっては、本当に大きな精神的苦痛になると感じています。

さらに、日本の制度の特徴の一つとしまして、起訴される前の身体拘束が非常に長いということも申し上げたいと思います。これはよく言われることなのでご承知の方も多いと思われるのですが、起訴される前で最大23日間拘束されるということが、現実に行われています。私が経験する事件でも、例えば窃盗などごく一般的な事件でも、勾留期間が最初の10日間から延長されて、更に10日間勾留されるということがしばしばあります。

この身体拘束の期間の長さに関して、日本の起訴前の身体拘束期間は短いという意見を時々聞くことがあります。よく新聞などで、例えばフランスでは最大4年間拘束されるということを、この間目にするがありました。

私は、これは絶対おかしいと思い、フランスの刑事訴訟法を調べてみました。そうしましたら、フランスではまず予審請求というのがあり、日本の起訴という制度とは全く違うの

で簡単に比較することはできないのですけれども、フランスの場合、身体拘束期間は、原則は48時間で、例外として72時間、その間に予審請求というのをすることになっています。その後には裁判官あるいは検察官が、当事者対等の立場で捜査するという、予審判事が審理をするということになっています。ちょっと日本の捜査とは違う概念なので簡単には比較できないのですけれども、フランスの場合は、予審請求の前が48時間、しかも、ごく一般的な窃盗などの事件ですと最大でも8か月とか1年とか、事件の軽重によって大きく違いがあるようだけれども、そういった年数で、4年間というのは本当にごく限られた犯罪に関してのものだということを、フランスの弁護士さんなどにもお聞きしました。

また、フランスの刑事訴訟法を見ると、無罪の推定が明確に定められています。ですので、無罪が推定されるのだから、身体拘束は例外でなければいけないとなっています。まずは裁判所がきちんと監督をして、この家に住みなさいと監督する。それが駄目だったら、GPSを付けて、ホームアラートというようですが、そのようにする。それでも駄目なら、拘束する。そういうふう定められているということを知りました。日本の場合には、まず起訴されて、保釈されなければそのまま拘束が続きますので、そういう意味では、原則と例外が逆になっているように感じます。

それからもう一つ、弁護士が取調べに立ち会う権利についても、最後に申し上げたいと思います。こちらについては、日弁連は2018年4月13日に「弁護人を取調べに立ち合わせる権利の明定を求める意見書」を公表しております。被疑者の方が拘束されていても在宅であっても、弁護士が取調室に入って立ち会うことはできないのが現状です。弁護人の立会権を否定する法律は何もありませんが、実務上、警察官あるいは検察官は、我々弁護士が取調室に入ることを拒否するわけです。それでどうなるかということ、被疑者の人は、弁護士が自分のために付いているのに、自分一人で取調官と対峙して供述しなければいけないという状況になります。もちろん、被疑者・被告人の方には黙秘権がありますから、ずっと黙っている権利があります。けれどもそこで、取調べが終わらない。黙秘すると言っても取調べは終わらないので、被疑者・被告人はずっとそのまま取調室にとどまるということになります。ですから、私たち弁護士がこの状況でできることとすると、拘束されている場合には、とにかく被疑者の方に黙秘権を行使することを助言する。ですけれども、取調官からのプレッシャーや説得があつて、黙秘権を行使することが非常に困難という状況があります。

拘束されていなくても、私たちは取調室に入ることができなくて、外で待っていたりというようなことがあります。私の実際の経験で言いますと、あるイギリス人の男性を弁護したことがあります。ご両親と状況を説明しながらお話しするんですけども、取調べがあるけれども自分は立ち会えないんだということをお話しすると、弁護人は何のためにいるんですかと言われるんですね。それは私にとって一生忘れられない言葉です。身体拘束を争う手続をとるんですけども、なかなか通らない。弁護人は取調室に立ち会えない。それは親御さんからすれば、あるいはご本人からすれば、弁護人は何のためにいるんですかというのは、本当にそのとおりだなというふうに思います。

そういう中で我々弁護人は日々弁護活動をしているわけですが、今回、一つの事件を契機に、こうして人質司法、そして取調べの立会いという問題がクローズアップされたことは、一弁護人としては非常に喜ばしいことだと思いますし、これが一つの実務が変わるきっかけになればいいなというふうに思っています。以上です。

(吉成副会長)

本日、「えん罪を防止するための刑事司法改革グランドデザイン」という資料をお配りしてございます。これは、日弁連がこれまでに公表した刑事司法改革に関する意見書を、えん罪防止という観点から取りまとめたものでございます。今、和田囑託の方から説明がありましたような、様々な刑事司法上の問題を整理しまして、それに対してどのように改革をしていくべきかについて、コンパクトにまとめたものでございますので、是非ともお目通しいただけたらと思います。以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆さんからご質疑をいただきたいと思います。村木委員。

(村木委員)

実感がありすぎて。まず、本当に世の中の注目が集まっているときなので、外へ主張するには非常に良いタイミングが来ていると思います。内容については、現状については今おっしゃられたとおりで、そうなんだ、そうなんだと思いながら聞いていましたけれども、実際にどういう形でこれを行動に移していくのかということについて、もし何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

(吉成副会長)

弁護人の取調べ立会いにつきましては、意見書はまとめましたけれども、実現に向けたモチベーションを高めていくために、今年度徳島で開催される日弁連の人権擁護大会で、この問題を一つのテーマとして分科会で取り上げまして、日弁連をあげて取り組んでいきたいと思いますということを議論したいと思っております。

(小町谷事務次長)

事務次長の小町谷と申します。刑事手続に関する協議会・幹事会というものが今行われております。先ほど会長が再審の証拠開示の問題についておっしゃいましたけれども、それを議論している協議会です。そこで日弁連は、協議したい事項として、この弁護人の立会権を提案しておりまして、ちょっと見通しが暗いかなと思っているところに、今回の事件が起きたというタイミングになります。

ですから、今後、もう一回議論する場が回ってくると思うんですけれども、その場で何とか法制審の議論につなげたいと思っています。

(駒崎委員)

今の村木さんのご発言に連なるものかもしれませんが、この人質司法を何とかしていきたいといった場合に、外国からの勧告などを活用するという手もあると思うんですね。国連

や国際機関などがどのようなプレッシャーをかけてくれるのか、あるいはそういうものを引き出すために、何らか外国の機関をロビーして、出してもらって、黒船化するというようなやり方もあるのではないかと思うのですが。

(小町谷事務次長)

国際的な機関の勧告等については、勧告自体は今までも国連の関係で出ていたと思います。例えば、国連拷問禁止委員会の所見、あるいは国連自由権規約委員会の所見などがありまして、この中で議論が出ているところです。

(北川議長)

今ご説明のあった海外と日本の制度については、批判の度合いを、どう働きかけ、国内にもっていくかということですが、どれくらい日本の制度について批判が強いのか、問題意識がどれくらい高いのかというのはお答えいただけますか。

(菊地会長)

だいぶ前に、国連で日本の刑事司法は中世並みだという批判を受けたというニュースがありました。昔から、日本の刑事司法はひどいというのは定説ではあるんですよね。こんな危ない国でビジネスができるのかという記事をあちこちで散見しますので、そういう意味では、国の経済的な発展という観点から何かアプローチできないかなというのが一つあると思っています。

(北川議長)

今は、連日報道されている事件ですとか、いろんな問題がありまして、場面転換するときがあると思うんですけども、これをテコにというようなことは、なかなか難しいということですかね。

(村木委員)

事実確認をもう一回していいですか。さっき、保釈の話と接見禁止の話と弁護人の立会いの話とありましたけれど、三つとも全部、法律改正をしないとできないことなのでしょうか。それから、法制審議会を必ずクリアしなければいけないことなのか、それとも運用だけできるのか、教えていただけますか。

(和田囑託)

まず、そもそも法改正は必要ないと思っています。この法律はきちんとできていて、その解釈と運用の問題だと思っています。例えば保釈に関して、否認している事件で保釈が通らない一つの理由になっているのが、証拠を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるかどうかということ、裁判所は判断するわけです。ただ、この立法当時の国会の議事録を読みますと、これはもともと、証拠を隠滅するおそれというのを、あえて、罪証隠滅すると疑うに足りる相当な理由というふうに変えたんです。これは一部の当時の見識のある議員が、これでは否認したら保釈が認められなくなってしまうではないかという指摘をして、法文が変わったという経緯があります。

ですから、現行の刑事訴訟法で、私は今の状況は変えられると思いますし、当時の法解釈

と現場の適用の問題が大きいのではないかと考えています。接見禁止についても同様と考えています。

(小町谷事務次長)

起訴前の保釈については、そういうふうにはならないですね。

(和田囑託)

ならないです。

(小町谷事務次長)

起訴前の保釈の制度がないので、つまり、勾留を取り消さない限り出てこれないシステムになっているので、その点は法律の改正がないと駄目だと思います。

(村木委員)

運用の問題というのは、法制審議会にかからなくてもいいということですよ。その前提で、前に私が法制審議会の委員だったときに、議論をしていくつか、保釈については条文を若干変えてもらったのですけれども、非常に印象に残ったことを申し上げますと、一つは、先ほどまさに和田さんがご説明をしてくださったように、データが非常に少なく、片側がひどい運用をされていると言い、片側は適正な運用をしていると言って、両方が言い合っている、何の証拠もないという議論が延々と続いてしまいました。やはり、何をもちょうどい運用がされているのか、人を説得する材料がなかったというのが、法制審議会でもなかなか強く有効な議論ができなかった理由の一つです。

それからもう一つは、弁護人の立会いや保釈の具体策についてです。例えば弁護人の立会いは、20日も、別件で40日も60日もやっているときに、ずっと弁護士が立ち会うのか、それは無理でしょうというのは本音としてもある中で、では実際にはどうやって立ち会うのかというようなことですか、保釈についても、ではGPSを付けるのか、途中までこの議論は相当具体的なところまで進んで、先ほどのホームアレストに近いような案も日弁連の委員から言っていたら、議論したんですが、やはりそういった中間的な形態を採り入れたときの功罪を見極めきれなくて、ちょっと頑張りきれなかったという経緯があるんですね。

そういう意味では、本気でやるなら、どんな制度なら許せるかという具体策をある程度持って闘わないと、日弁連の中も意見の幅がすごくあると思っているので、本気の闘いにならないかなと思いました。前回、すごく惜しかった部分もあるし、非常に消化不良の議論になったので、同じことをやっても仕方がないので、やっぱり武器、材料があるかなという気がします。

(北川議長)

どうぞ。

(フット委員)

私もいろいろ話したいことがあります。私の日本法研究の出発点とっていいのは、免田事件などの死刑えん罪事件です。何本かの論文のうち、自白と黙秘権に焦点を当てたものが

ありました。当時は、人質司法という言葉がまだ出ていない時期でしたが、その言葉を聞いていれば題名にも使っただろうと思います。その論文の結論としては、日本の制度において、黙秘権はあってないようなものであるということでした。30数年が経って、証拠開示や被疑者段階からの国選弁護など、多少の進歩はありますけれども、問題点はそれほど大きく変わっていないのではないかと思います。

今回の事件に関する海外における報道は非常に批判的です。中には、ハーバード大学ロースクールの著名な教授が、日本では弁護人の立会いが認められないことなどの特徴を挙げて、日本は法の支配は全くない国である、というような論調もあります。そういうのを見ると、「ちょっと待て」と言いたくなります。私は先ほどの研究の続きで、別の論文において、日本の刑事司法の明るい面も取り上げ、改善更生、社会復帰を重んじている制度であるとも書いています。今回のグランドデザインでは、反省を促しているから長時間の取調べが必要であるというふうに言うけれどもこれは建前にすぎないというような書き方となっていますが、私は建前にすぎないとは思っていません。中には、まさに取調べを通じて反省を促して、さらに改善更生につながり、起訴猶予につながり、社会復帰できる場合もあります。特に厳罰化ばかりを重視して問題だらけのアメリカの刑事司法制度から見ますと、改善更生を重んじる日本の制度は誇るべきところがたくさんあるように思います。

ですが、今回の事件で、海外では日本の刑事手続はひどい制度であると報道されて、日本の制度の良い面は全く無視されています。しかも、アメリカの制度の悪い面は全く無視されているということは、不満に思っています。

今回の議論は弁護人の立会いということが中心的ですけれども、先ほど村木委員の話にもありましたように、実際問題として、長期間、長時間にわたる取調べに弁護人がずっと立ち会うということは、いくら被疑者にお金があってもできませんし、しかもお金のない被疑者の場合はもう全く見込みがないように思います。

特に取調べ受任義務自体は非常に大きい問題で、しかも長時間にわたる取調べ、別件逮捕という問題もあります。今回の事件でも、逮捕された次の日にワイドショーを見ていたら、なぜ対象が2010年から2015年までの期間だけになっているのかという質問に対して、2016年から2018年までの期間は2回目の逮捕のためにとってあるのではないかと元検察官が指摘しました。まさにそうなったわけですね。知っている人からすると、最初からそれが狙いであるというのが丸見えであり、これは取調べの悪用であると思います。確かに、いわゆる取調べ受任義務は黙秘権の侵害に当たらないという最高裁判所の判決は出ていますけれども、23日間、あるいは別件逮捕を含めて何十日間の長期間・長時間にわたる取調べが許され、しかも被疑者がその取調べを受任しないといけないということは、これは海外から見ると、黙秘権の侵害に当たるはずで

保釈に関しては、結局は、逮捕されれば有罪である、有罪であるのに自白をしない、自白をしないからやっぱり何かを隠したいのだろう、隠すことがあるから保釈を認めると証拠の隠滅のおそれがあるという考え方ですが、それ自体も非常におかしいように思います。そ

れも問題として取り上げてほしいです。

あと、メディアの取り上げ方についてです。12月だったと思いますけれども、ある週刊誌に、ゴーン氏の側近が彼にとって同情的な報道を操作しようとしていると書いてあって、厳しく批判しました。しかしながら、同じ週刊誌や、多くの報道機関も、全く疑問なしで、「捜査関係者の話により」と言いながら、取調べの状況の話を相当詳細に取り上げたり、あるいは黙秘権を主張すればそれもたちまち漏れます。そして日本では黙秘権を行使しているとやっぱり有罪であるという取り上げ方が常です。

つい2、3日前も、インターネットのニュースに、ゴーン氏が高級ホテルに泊まっていることに検察官があきれていたという見出しが出ていましたけれども、検察側が被疑者・被告人に不利な方向で報道操作しようとしているということは明らかだと思います。しかし、日本のマスメディアは、いち早くそういう情報を載せたくて、それを問題にしないだけではなく、むしろ協力したり、場合によっては煽ったりそそのかしたりしているようにも思います。そういうところも取り上げていただきたいと思います。

さらにもう一点、司法取引と共謀罪の話についてです。アメリカにおいて司法取引があり、共謀罪もあります。そしてセットとして使われることが多いのです。つまり、共謀罪で起訴をしておくが、他の人に対する証言を提供してくれれば起訴を取り下げるか、より軽い求刑をするなどと取引をするわけです。日本の法務省からしますと、組織犯罪対策などのために、日本でも司法取引が必要であると主張してきたわけです。しかし、その主張をする際、アメリカにあって日本にない武器だけを取り上げ、日本にあってアメリカにないような長期間・長時間にわたる取調べなどの武器があるということを見逃しているように思います。最後になりますが、司法取引及び共謀罪を取り入れたことで、日本の刑事司法が根本的に変わってしまうのではないかと心配しています。

つまり、司法取引、共謀罪、そして人質司法をセットとして使ってしまうと、大変強力な武器になってしまうだけではなく、私が日本の刑事司法制度で高く評価する側面である反省・改善更生という意識から、単なる取引という意識に変わっていくのではないかと、いうことを危惧しております。

(北川議長)

ありがとうございました。

何かご見解ありますか。いいですか。

(河野委員)

ありがとうございます。一般市民としてどう受け止めるかということ、簡単にお伝えしたいと思っています。確かに今回の事件は、社会に、これって本当にいいのというふうに、考えさせるきっかけになったと思います。ただ、これは、私が日ごろ感じているところなんですけれども、日本国民って法律に対するリテラシーというのが、かなり低いのではないかと。いざというときには自分を守ってくれる、それから、いざというときには他者との関係を整理してくれるというところに法律というのがあるのですけれども、それを普段の生活

の中にどういふふうにかかしていかのか、どういふふうにかかしていかのかということにして、当然実践もしていないですし、本当に困ったときに何が私の味方になってくれるかということ、やはりあまり分かっていないのではないかと思います。

ですから、この場合も、被疑者という言葉に象徴されるように、この対象者は、多分真白ではないだろうと。黒ではないかもしれないけれども、恐らくグレーであろうと。そうした場合に、それなりの刑事責任が発生することというのは、うまく言えないのですが、当たり前なんじゃないかというような感覚が、日本社会全体のリテラシーの部分にあるのではないかなというふうには感じています。長期勾留の件はとてもおかしいと思いましたが、じゃあどうすればいいのかということも、知識がないのでよく分かりませんでしたしね。

先ほど、和田先生のご説明も納得感を持って受け止めましたし、本当に、法律的知識がない一般人が、こういう事件の当事者になったときに、加害者であれ、被害者であれ、それから法律を犯した人であれ、やはり知識がないので、弁護士さんという専門家に助けていただきたいという思いはすごく強いのですけれども、司法と一般人の距離感というのは、日本では非常にあるのではないかという感想を持ちました。是非、社会のコンセンサスというか、社会全体の理解をもう少し深める方向で共有化して行ってほしいなというふうに感じました。以上です。

(北川議長)

よろしいですか。では、清原委員。

(清原委員)

ご説明ありがとうございます。二つのことを教えていただきたいと思います。一つ目は、私がかねて、司法制度改革推進本部で裁判員制度・刑事検討会に加えて、公的弁護制度検討会にも参加していた経験があります。先ほど会長も問題提起されましたように、少年法の適用年齢をどうするかということとも関係すると思うのですが、刑事司法の現状の中で、少年が何らかの犯罪を犯した、あるいは犯したかもしれないとき、司法制度改革の当時は、公的弁護が必要であり、付添人だけではなくしっかりとした保障をとという議論があったのですが、それが現状では少年をめぐってどういふふうになっているかということが一つ目の質問です。

二つ目の質問は、今回の報道で保釈金というものもつまびらかにされ、一般の国民にとっては、億単位の保釈金というのが、やっぱりとても受け止められないのではないかと思います。保釈の際にはお金が必要であって、しかも犯罪によって保釈金が相当高額となると、一般の国民・市民にとっては、保釈というのはお金がなければできないのかということが、今回象徴的にイメージ付けられたと思うんですね。

でも、皆様が議論されているのは金額ではなく、人権保障としての保釈ではないかなと思うんですね。その辺りを、日弁連の皆様にも丁寧に説明していただきたいと思います。そうしないと、先ほどの河野さんも同じ印象だと思うんですね。報道でしか知り得ないとす

ると、何か、大きな事件では保釈金も金額が大きくて、もしそれぞれが何らかの当事者になったときに、ちょっと保釈が遠のいたようなイメージも植え付けられたような気がしています。保釈という制度そのものの持つ意味合いが、人権として語られなければきつといけな
いのだと思うのですが、今の報道の環境の中ではなかなか厳しいのかなと感じまして、その
辺りをどのように打破されようとしているのか、その2点について、教えていただければ有
り難いです。よろしくをお願いします。

(北川議長)

どなたか、河野さんのご意見にもまとめてというか、何かお答えいただけますか。

(和田囑託)

今のご質問の2点目の保釈金のことについて、申し上げたいと思います。私は少しアメリカ
の法律を学んだんですけれども、アメリカでは保釈金が非常に高いことが貧富の差をも
たらしていて、問題視されていると思うのですが、私の理解では、日本はそこまでまだ至っ
ていないというか、日本では裁判所がそもそも保釈の許可決定を出さないので、その先の保
釈金額のところはまだ至っていないというふうに理解しています。

もちろん、保釈の決定が出て、お金がないから保釈が実現できないというケースも中には
あるのですが、それでも、全国弁護士協同組合連合会、全弁協という組織が保釈金を立て替
える制度もありますので、お金の面に関しては、日弁連でも積極的に取り組んでいる状況か
と理解しています。金額自体は、億単位というのはあまりなく、今回の例が非常に高額な例
です。

(菊地会長)

少年事件の付添人の選任率が、6割か7割くらいですか。

(奥事務次長)

今7割くらいです。少年事件の付添人は、裁量的なものですから、裁判所が選任をしないと付
かなかったんですね。それで、この間、数か月に一度、最高裁と常に協議をしております。
付添人選任率のデータを全国から集めて突き合わせると、やはり地域格差がありまして、
ある裁判所は積極的に選任してくれるけれども、ある裁判所はそれが進んでいないと。そう
いった情報を最高裁を通じて共有していただいて、今は全国的にかなり選任率が上がって
おりまして、7割を超えるくらいになってきております。小規模の裁判所では、もう全件に
付けているようなところもありまして、そういう意味では、付添人については、まだ制度的
には必ず付くことにはなっていないのですが、運用面でカバーされているかと思えます。

(清原委員)

ありがとうございました。

(北川議長)

よろしいですか。どうぞ。

(井田副議長)

意見と質問が一つずつあります。今日の午前中にまた新しい再審の扉が開いたというこ

とで、私の新聞では夕刊の一面で扱っています。滋賀県の湖東事件というもので、看護助手の人が患者を殺めたのではないかという事件でしたが、そこで事実認定されているのは、当時、容疑者と捜査官が、勾留されてずっと狭い密室の中での間に特別な感情が芽生えて、やってもいいことをやったと言ってしまったということで、再審請求審が進んできましたが、それが認められたということのようです。そういうふうにと考えると、近年の再審の進み方を見ていると、検察庁こそが、自分たちの捜査の在り方がどうだったのだろうと、今のシステムだとどうしてこういうことをしてしまったのだろうということに、もうちょっと内省的になってもらって、自分たちから言い出すぐらいの話なのかなという気が、非常に、改めて思っていました。

それで、村木さんも先ほどなかなか進みにくい部分があるということをおっしゃっていましたが、考えてみると、まだ裁判員制度もできていない頃は、取調べの録音・録画も、当時も司法制度改革の中で議論になっていたのに、警察庁は何ですかそれはというような感じで、スルーされていた問題がいろいろとあって、まさに村木さんの事件もすごく後押しになったと思いますけれども、今実現しているわけです。そういう意味では、弁護人の立会いというのは、その先にある次なる目標として、そんなに突飛なことではないのではないかと私はむしろ思っています。

ただ、こういう例えをするとどうしても、えん罪の人は早く保釈してあげなければいけない、勾留はよくない、でも何か後ろ暗いことがあった人はいいいでしょうみたいな、まさに河野さんがおっしゃったような論点というのはどうしても残ってしまうように思います。やっぱり公正な裁判を受けるという意味では、勾留されていると、裁判官や裁判員の前に出るときは、トレーナーで、ベルトやネクタイをしてはいけない、靴もスリッパみたいなものでなくてはならず、意に反する姿で自分の主張をしなければいけないというところからしても、何か不公平な裁判が始まっているような気がしています。やっぱり、裁く側の気持ちからすると、そういう姿で出てくると、ピシッとして出てくるのでは、印象も違うような気がします。そういう辺りについては、何か実証的なものがあるのでしょうか。そういう影響はあるのかということをお調べになった経験がもし弁護士会にあるようでしたら、教えてもらいたいなと思ったんですけれども。

(菊地会長)

裁判員裁判のときは、意見書を出して、服装の問題は直りました。今のえん罪原因の調査究明も、意見書を紹介いただけますか。

(和田囑託)

グランドデザインをご覧ください。これは、2011年に出した調査前の意見書なんですけれども、えん罪事件が起きたときに、その原因を究明することが、次のえん罪の防止になるということで、えん罪の究明のための第三者機関を設置すべきではないかという意見を日弁連は述べております。

第三者機関を設置するときに、司法権との問題があるものですから、どのような調査権限

を持った機関を作れるのかというのは難しいところがあるんですけども、このようなことも日弁連としては考えているということでございます。

あと、先ほどの河野委員のお話は、前からずっと私が思っていることでもあって、つまり、一般の方は、何かしたんだから長く入っていて当たり前でしょうと、こっちに害悪が及ばないように閉じ込めておいてくれというくらいのことは、もしかすると思っておられるんじゃないかなと。安全・安心のためには、そういう一部の人の権利が制約されたって仕方がないんだと思われている節もあるのかもしれませんが。もしかするとそれは私たちの伝え方が全然足りなくて伝わっていないということなのかもしれないのですけれども、これだけ多くの新聞報道・テレビ報道がなされているので、伝わっていないとまではちょっと言いにくいと思うんですね。いくつもえん罪事件があって、それも報道されているわけですから、自分がもしもその立場になったらどうなるのかということを考えていただければと思うのですが、そのためにはもしかすると、小学校、中学校からの法教育などにアプローチして、私たちがどんどん出掛けていって、説明することが必要なのかもしれないと思います。

(フット委員)

1点、情報提供です。市民会議には最初から参加させていただいていることもあって、実は服装の問題については、最初の頃、市民会議の委員でいらっしゃった毛利甚八さんが、服装はおかしいじゃないかと、これでは犯人扱いで、無罪の推定はどうなっているのかと、問題提起をなさっていました。そこから日弁連でも取り上げて、裁判所がかなり早い段階で認めました。市民会議が貢献してきた一つの具体的な例であると思っています。

(北川議長)

どうぞ。

(中川委員)

あまり皆さんおっしゃったのでないんですけども、僕は、フットさんが言われたように、日本全体の刑事司法としては、そんなに悪くないと思っているんですよ。刑務所の矯正までも含めて、取調べから矯正まで含めて、そんなに悪くはないんじゃないかと。ただ、ここで議論がありますように、理不尽な点があくつかあるんですよ。その最も理不尽なものの一つは、今おっしゃっている弁護士の立会いが取調べ段階でできないということと、それから長期勾留ですよ。これが意味もなく長期勾留、そういう理不尽な点もありまして、そういうところで、服装の問題もやはり改めなければいけないと思います。

これ、改めると言っただって、例えばさっきの議論のように弁護士会自身として対応する力がないというものもあるでしょうし、予算を付けなければいけない、法律を変えなければいけない、いろんな問題があって、そう簡単ではないと思いますね。ただ、これから外国人がどんどん入ってくるようになりますと、その人たちの刑事事件も増えてくるのではないかと。そうすると、その声をあげる人たち、どう考えたっておかしいということがあちこちで出てくるんじゃないかなと思うんですよ。

これは人頼みみたいなことで、外圧頼みみたいな頼りない話なんですけれども、しかし、

そういうケースを一つひとつきちんと丁寧に取り上げて、やっぱりその人たちの意見を報道するなり、弁護士会として問題を提起するなり、そういうやり方をやるのが、かえってむしろ早いのではないかと。大上段に振りかぶってやりますと、やっぱりちょっと難しい問題だと思います。

もともと日本文化というものはそういうもので、捕まったやつは皆悪いんだと、だからできるだけ入れておいてくださいという、そういう文化ですから、それに真っ向から太刀打ちするというのは、やっぱり外圧が一番早いのではないかなという感じがしますので、そこら辺は非常にセンシティブにつかまえていくというやり方をご提案したいと思います。

(北川議長)

どうぞ。

(逢見委員)

外圧という話がありましたが、韓国で、ある新聞社の当時のソウル支局長が書いた記事が大統領を誹謗したということで、逮捕されて勾留されたということがありました。これには国際ジャーナリストの人たちが立ち上がって、不当だと主張しました。書いた記事自体が、全くのでっち上げでデマだったら罪になるかもしれないけれども、そこが争われないで、なぜ長期に勾留しているんだと。公判が始まっても出国できなかったわけです。私もそれに賛同して、当時大統領宛てに人権の問題もあり、早く保釈すべきだという手紙を出したこともあります。やっぱり外圧というのは、ああいうときに必要なというふうに思ったんですね。

もう一つ、沖縄で米兵が犯罪を犯したときに、日米地位協定が壁になって、なかなか日本に捜査権がないという問題があります。運用上、捜査協力はアメリカ側もするんですけども、日米地位協定そのものは全く直っていないですよ。

日本の司法捜査の中で一番問題なのは、弁護士の立会いができないことだと。もし、米兵を日本の捜査当局に渡してしまうと、アメリカでは当然認められているのに、日本では弁護士の立会いができないから、そのことが壁になって、地位協定は直せないというふうに聞いたことがあります。

そうすると、これから日本人が外国へ行って仕事をする、あるいは外国人が日本へ来て仕事をするというときに、そういう司法の壁が、問題になる。日本の制度はあまりにも特異だと思われて外圧にさらされるのは、やっぱり良いことじゃない。その辺はレベル合わせをするということが必要だと思いますので、そういう下からの議論も必要ではないかなと思います。

(北川議長)

菊地会長さん、どうですか、見解は。

(菊地会長)

良い言葉をいただきましたと思いました。今年は国際展開が大きなテーマであって、国際水準の人権レベルに合わせようという運動をずっとしてきて、人権擁護大会でも取り上げようと思っていますので、是非、国際人権水準へのレベル合わせというのを一つのキャッチフレ

ーズにして頑張りたいと思っております。また、中川先生のおっしゃったことも、いろいろと研究して、実践的な活動を考えてみたいと思います。ありがとうございました。

(北川議長)

是非、タイムリーというか、こういう機運が起こったときに、絶好のチャンスかなという気がいたしますので、全体でやるのか部分でやるのかとか手法はいろいろあると思いますが、一層ご努力賜ればと思います。次の話題に移らせていただきます。

議題② 外国人労働者の受入れ ～共生する社会の構築～

(北川議長)

それでは、若干関連する課題ではございますが、「外国人労働者の受入れ ～共生する社会の構築～」を検討していきたいと思います。これは、阪本副会長、高井信也人権擁護委員会外国人労働者受入れ問題プロジェクトチーム委員にご説明をお願いいたしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(阪本副会長)

それでは私の方で最初に簡単にお話しし、その後、高井弁護士にご説明いただきます。

このテーマにつきましては、会長が冒頭挨拶で述べましたように、2018年10月に青森市で開催しました日弁連の人権擁護大会のシンポジウムのテーマの一つであり、同大会において日弁連は、「新しい外国人労働者受入れ制度を確立し、外国にルーツを持つ人々と共生する社会を構築することを求める宣言」を採択しました。

その後、ご存じのように入管法が2018年12月に改正されまして、この4月1日から施行されるということで、最近もテレビや新聞でかなり取り上げられております。日弁連としては、法律が改正される前に人権擁護大会で宣言を出すことができ、そういう意味では非常に時宜にかなった宣言を出すことができたのではないかと考えています。

外国人労働者の受入れ問題については、受け入れるかどうかということにつきましては、日弁連としては難しい問題であるため、意見を述べていませんでしたが、技能実習制度につきましては、技能実習生の人権侵害があるということで、技能実習制度の廃止を求める意見書を出していました。今回の人権擁護大会の宣言というのは、就労を目的とした新しい在留資格を創設する、つまり、外国人労働者を受け入れるというのであれば、外国人の人権保障にかなった制度、そして外国人の方が日本にたくさんやってこられるわけですから、共生社会を構築する、そのためにこういうことが必要なんだということで、この宣言を採択するということになりました。

(高井人権擁護委員会委員)

では、高井の方から説明をさせていただきます。2018年10月5日の日弁連の人権擁護大会で採択された宣言の冒頭に、外国人労働者の受入れの数が書いてありますが、情報が新しくなって、2018年10月に146万人を超えたというのが最新の情報でございます。

その、約30万人前後を占める技能実習制度というものは、本来は日本の技術の海外移転という目的のために作られた制度です。日本の特定の事業所で技術を学んで、その技術を開発途上国に持って帰ると、技術移転ができて国際貢献になると、そういう目的という前提で制度設計がされています。

そのように、特定の事業所で技術を学ぶということなので、技能実習制度においては、職場の移転ができない制度設計になっています。何かその事業所でトラブルがあっても、例えば賃金を払ってもらえなくても、基本的には職場を移転できないという制度設計になっております。

さらに、技能実習生が本国から日本に来るときには、送出し機関という団体、日本では監理団体という団体、二つの団体を通じて日本にやってきます。特に本国では、技能実習生が送出し機関という海外のブローカーに、ベトナムの場合ですと100万円近い手数料を払って、それを借金で補って日本に来ています。日本でも毎月一人当たり3万から5万円の管理費を、受入企業が監理団体に払うということで、かなりコストがかかっています。それが時給300円と言われている技能実習生の低賃金につながっていくし、借金漬けで職場が移れないといったところで、技能実習について色々な人権侵害が起きているという現状がございます。

ですので、宣言の内容に戻りますと、日弁連としては、人権保障にかなった外国人労働者受入れ制度を構築するために、1(1)として、技能実習制度を直ちに廃止することを求めています。

また、(2)として、これは2018年10月時点の宣言なので、当時は検討中の制度も含めて、非熟練の分野で労働者を受け入れるのであれば、まず労働者の受入れが目的であることを正面から認めるべきだと。つまり、技能実習はそのことを正面から認めた制度ではなかったの、認めるべきだと言った上で、①に、職場移転の自由を認めるべきである。②に、国の機関による職業紹介、二国間協定の締結等により、送出し国を含めてブローカーの関与を排除するべきである。そして③に、長期間の家族の分離を強わず、日本に定着した家族全体の在留の安定を図るべきであるというふうに申し上げております。

それを踏まえて、2018年12月の法改正による制度がどうだったのかということについて、ご説明をいたします。新たな外国人らの受入れについて、特定技能という在留資格ができました。特定技能という制度は、技能実習とは違って、労働者の受入れを正面から目的とした制度ではありません。技能実習を卒業したようなレベルを持っている方について、特定技能1号というものを想定して、その特定技能1号5年を終われば、さらに特定技能2号で熟練した技能を有する業務ができるということで、特定技能2号に移るとい、技術を3段階に分けられるという前提での制度設計になっています。

特定技能2号に移ることができれば、現行の技術・人文知識・国際業務、例えばシステムエンジニアですとか通訳をやっている方と同じように、定住・永住への道が開けますという制度設計で作られています。そういう意味では、労働を目的とした在留資格を新たに作った

と、そこは我々が求めた点が実現されていた部分もあるかと思います。

そして、実際にどうやって特定技能に移るかというのはこれからの議論ですが、特定技能に移れば、職場の移転の自由はあるということにはなっております。ただ、特定産業分野は、介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の14業種について認められる予定ですが、特定技能2号に移ることが予定されているのは、建設と造船だけです。特定技能1号は通算で5年間で上限になっていますので、技能実習は最長5年、特定技能は在留資格5年ですから、結局、ほとんどの分野では、最長10年いたらお帰りくださいという制度設計になっています。

特定技能1号の方については、家族の帯同は基本的に認められていませんから、技能実習から通算すれば最長10年間、家族と一緒にいられません。20代、30代の若い方が、10年間日本に来て、その間、家族も連れてこられなくて、でも20代から30代になったらお帰りくださいという制度設計であるということです。ですので、特定技能2号が非常に制限されているという今の運用自体は、先ほど申し上げた大会宣言の、家族の安定を図ることや、長期間の家族の分離を強くないという観点からすると、人権上の問題があるのではないかというふうに考えております。

そして、この特定技能1号というのは、特定技能1号から入って入国することも可能なのですが、技能実習の3年を卒業した方についてはほぼ自動的に特定技能1号に移れるという意味で、技能実習制度を前提とした制度であると思います。先ほど申し上げたように、技能実習が3年ないし5年、その後特定技能で5年いると、10年間、技能実習を前提としていられるということなので、特定技能制度ができたから、技能実習制度がなくなったというわけではないんですね。両方が併存しますし、むしろ特定技能は技能実習を前提とした制度だと思うので、先ほど私が冒頭申し上げたような技能実習制度の人権侵害の問題というのは、別に特に新しい制度ができたから解決するというのではないだろうと思いますので、その点も問題だろうと思います。

そして、受け入れる機関が特定技能の外国人をきちんと支援する体制が整っていれば必要はないのですが、特に中小零細企業はそういう会社ばかりとは限りませんので、そういう場合には登録支援機関という機関に毎月の委託料を払って委託すれば、受け入れてもよいという制度設計になっています。

これは、技能実習制度について、監理団体が技能実習生の管理をするので、受入企業が月3万円から5万円といった費用を払っていた、それが技能実習生の低賃金につながったというのと、構造的には同じ問題をはらんでいるというふうに思いますし、海外のブローカーをどうやって規制するのかという問題もあります。ベトナムで100万借金して来ている技能実習生と同じことが、特定技能の外国人にも起きないのかということについては、これまでの政省令を見ても、基本的に正面から規制しているものはありません。ですので、技能実習制度における大きな問題の一つであるブローカーの規制については、特定技能制度で

もあまりカバーされていないというのが制度の立て付けだろうと思います。

ちょっと整理して申し上げると、技能実習制度の問題点の中で、労働者の受入れが目的であることが正面から認められていなかったことは、特定技能制度においては解消されたと思います。職場の移転ができないことについても、特定技能制度では移転することができます。ただし、ブローカーの規制については、ひょっとしたら技能実習制度よりも発想が少し欠けているのではないかというのが、特定技能制度の問題点だろうと思っております。

さらに、特定技能制度も技能実習制度も、3年なり5年なりの一定期間在留したら帰っていただくということが、特に特定技能1号については前提となっています。特定技能2号になれば永住への道も開けますが、これは今のところ非常に限定されていますので、その点も問題だろうと思います。

ここまでが、労働者の受入れの話です。今日のテーマはもう一つ、共生する社会の構築ということですので、それについても少し簡単にご説明させていただければと思っております。

もう一度、大会宣言に戻っていただいて、外国の方は全体で256万人いらっしゃるのですが、お子さんの日本語学習の問題ですとか、在留の仕方が非常に不安定であるとか、差別の問題ですとか、なかなかなくなっておりません。そこについて、大会宣言では、2(1)として、日本語教育もそうですし、いろんなルーツの方がいらっしゃるので、アイデンティティーを守るような教育も必要だろうという観点を打ち出しており、(2)では、医療や社会保障、もしくは法律相談などにきちんとアクセスできるということも重要だろうということをお述べております。

(3)では、在留が安定してこそ、安心して生活して人権が守られると思うので、その観点も重要でしょうし、最後に(4)では差別の問題、例えば調停委員や教員などの公務就任には国籍要件があって、在日の方が調停委員に就任できないことですとか、その他ヘイトスピーチを含む差別の問題にきちんと対応しなければいけないということをお打ち出しております。

それらについて、政府が2018年12月の入管法の改正に伴いどのような対応をとったかということですが、政府の方では、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策というのを、外国人労働者の受入れの拡大に伴って準備をしております。全部は読み上げきれませんが、生活者としての外国人に対する支援というところで、日弁連が求めたような、教育ですとか、医療ですとか、生活上のトラブルについては、メニューとしてはたくさん挙がっております。

ただ、こちらは、2018年12月に初めてできたというよりは、国のそれまでの取組を網羅的に一つのリストにしたという側面が強いと思います。これまでの取組に、国の方で更に予算を付けるので、従前以上にやってくださいという面です。一つ、先ほど私が大会宣言で求めていると申し上げた中で、差別の解消については、メニューとしてここには明確には入っていません。外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動に含まれているの

かもしれませんが、明確に、差別を禁止するための取組がなされるということが記載されていないのは、一つ気になる点だと思います。

先ほど法的アクセスの改善ということも申し上げたように、生活者としての外国人に対する支援として、多文化共生総合相談ワンストップセンターというのが、これから全国100か所に作られようとしています。もう一つ、法律トラブルについては、法テラスなどの多言語相談を充実させようということも記載されております。そのために、今申し上げたワンストップセンターについては、外国人受入環境整備交付金というのが交付されるとあります。整備費に1000万円、運営費に年間の経費の2分の1（限度額1000万円）というような予算がワンストップセンターについて拡充されることを見込まれております。弁護士会としては、ワンストップセンターからの相談の振り先というか、窓口になれるように、もしくはワンストップセンターの中の相談に弁護士がきちんと派遣できるようにという形で、引き続き外国人の方の法的アクセスの向上に貢献できるよう対応を検討しているところ です。

労働者の受入れと共生政策に関する日弁連の立場と政府の動きについて、簡単にご説明をさせていただきました。ありがとうございます。

（北川議長）

どうもありがとうございました。

それでは委員の皆さん、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。どうぞ、駒崎さん。

（駒崎委員）

僕は、実際に保育園などをやっていく中で、外国人の子どもたちが非常に増えていて、それに対する対応が、保育所などではほとんどできていないという状況を間近に見ております。例えばうちの保育園で、定員12人の保育園が豊島区にあるんですけども、7人が外国籍の子どもだという事例があるんですね。園だよりも英語を併記したりして何とか対応するんですけど、やっぱり親御さんが外国人だと、圧倒的に行政の様々な仕組みを知る機会がなくて、いろんな手当も申請していなかったりとか、非常にそういう意味では制度からこぼれ落ちやすい状況にあります。そこから、小学校などに入っていくと、当然、日本語教育の遅れや、いろいろキャッチアップできなくて、学力が低くなってしまったり、いじめ問題が出ていたりということで、子どもたちに非常に大きなマイナスが押しつけられてしまう状況になっていると思って、大変危惧しております。

今回の入管法の改正も、そういう意味では非常に、外国籍の方々を単に労働力としか見ない。一個の人間として遇して、ディーセントな働き方や給与をきちんと保障していくというような思想が欠落したものだと思って、大変危惧しているし、反対しておりました。

ただ、法律が通ったので、ここからどうしていくかということかと思うんですけども、一応、技能実習制度は相変わらずあるので、現代の奴隷制だと僕は思いますけれども、廃止に向けて、どういうマイルストーンで運動していけばいいのかというところで、日弁連さんのお考えをお聞かせいただけたら、それに足並みを揃えて、我々も民間から声を上げていき

たいと思っているのですが、その辺りを是非教示いただければと思います。

(北川議長)

どうぞ、何か、ご見解。

(高井人権擁護委員会委員)

特定技能制度ができた際の附則で、2年後にこの制度をどうするかというのを見直すというのが付いています。その2年というのが、法律上は一つ見直しの根拠としてはあり得るのかなと思いますので、この2年の間に、技能実習制度の廃止に向けてどういった取組ができるのかといったことが、直近の目標となる時期なのかなというふうには、個人的な感想も含めて思っているところです。それには一つは、特定技能制度というものが、人権侵害のない形できちんと始められるのかどうか。それがきちんと始めることができ、技能実習制度よりは良い制度だということになれば、何も技能実習の卒業生を特定技能にしてということではなくて、最初から特定技能でいいのではないかと。そういう議論ができてくれば、技能実習制度については、もうなくてもちゃんと新しい制度できちんと受け入れられるのだから要らないという機運が作ればというのが、正攻法ではないかというように、私の所属しているプロジェクトチームの中では、そういった意見も出ているところです。

(駒崎委員)

その2年間の検討をする会議体というのは何か決められているのでしょうか。

(高井人権擁護委員会委員)

私の所属している人権擁護委員会の中の外国人労働者受入れ問題プロジェクトチームというのがあって、もともと技能実習制度の廃止に向けてどうするかといったことを検討する日弁連内のチームとして存在していましたので、今後2年間は引き続き、そこで検討させていただければと思っているところです。

技能実習制度の問題が昨年末の国会の中で取り上げられたので、法務省の中で今、調査のためのタスクフォースが作られているとは聞いています。2018年の、失踪した技能実習生の調査票の問題についての実態を明らかにするためのチームが作られていて、3月末か4月の頭頃に結果を発表するという、年末の段階ではそのような見通しだと聞いていたので、そういった問題事例があるのであれば、それを踏まえての対応というのを国の方でもされるのかなとは思っておりました。

(駒崎委員)

では、審議会とかがまだ作られているというわけではないんですね。審議会が作られれば、そこに打ち込んでいく方向で、技能実習制度廃止に向けていけるかなと思ったのですけれど。

(高井人権擁護委員会委員)

技能実習制度自体について、今のところ国の考えとしては、廃止しなければいけないほど問題があるということではなくて、むしろ、昨年国会の答弁では、2017年11月に技能実習法ができて、以降はきちんとやっているんですという内容だったので、恐らく、廃止

に向けての審議会というようなものが政府の中に立ち上がる状況では多分ないのかなというふうには思っております。

(北川議長)

私は素人なんですけれど、今、駒崎さんがおっしゃったことなどで、順序が逆のような気もするところがありまして。いろんなこと全部を、人権も含めて整った上で、こんなに急いでパパパーンと、というところの問題点とか、そういうのを議論するようなのが、日弁連さんやっただけでいるのですが、国全体で、例えば現場で困られている福祉法人の皆さんとか、いろんな形の、これはどれぐらい皆さん、国は頑張っているなというのは、今国でこれから考えるというけれど、これまでに考えておけよという話にもなると思うのですが、その辺りの見解はいかがですかね。

(高井人権擁護委員会委員)

個人的な見解ですが、去年の2月なり6月なりに、ポーンと話が出てきたように思います。それまでは、非熟練の分野で外国人の労働者を受け入れるという話は、タブー視されていたところがあって、議論が全然進んでいなかったんです。日弁連は結構前から、どの範囲でどういう人を受け入れるのか、国民的に議論しなければいけないということを意見書で繰り返し述べてきて、ようやく議論が始まる環境が整ったところで法律ができてしまったので、もう少し議論の時間があっても良かったというご意見は、もっともだろうと思います。

(北川議長)

駒崎さん、よろしいですか。じゃあ次の方。

(フット委員)

これも、私にとっても古い話です。80年代後半から90年代前半にかけて、当時は人手不足で、日本政府が南米からの日系人枠などを設けていました。何となく当時は、日系人なので日本の社会にはすぐ馴染むであろうという発想というか建前なのかで、当時技能実習という名称であったかどうかは覚えていませんけれども、トレーニーという制度もできました。それ以来、人権侵害などの問題もたくさんあり、NPOや弁護士会などで取り組んできた機関もありますけれども、一般的にほとんど注目されませんでした。少なくとも今回は、そういった問題が公の場で議論できるようになったというのは、ある意味では進歩だと思います。

しかしながら、今後果たしてどうなるのかというのがちょっと心配です。私のかすかな記憶では、その後はずっとフォローしていませんでしたけれども、確か、労働基準局に問題があるということを報告する際、ビザの在留資格はどうなっているのかをまず聞くことになりました。その結果として、むしろ警戒して報告しない、という慣行が生じてしまったように記憶しています。今度こういうワンストップセンターができるということで、国と関係のあるセンターであれば、同じような心配が出てくるのではないかと考えていますが、それはどうなのでしょう。

もう一つのアプローチとしては、匿名で検索できるインターネット・サイトで調べたりす

るような、そういった情報提供の道を設けることも考えられているのでしょうか。外国人労働者向けで、いろんな言語で対応できて、しかも法律用語ではなく一般人の使う言語で、通常経験するような労働上の問題、生活上の問題などの情報をインターネットで提供するといった仕組みも、設計されているのでしょうか。

(高井人権擁護委員会委員)

最初の質問からお答えすると、おっしゃったように、非正規で滞在されているオーバーステイの労働者の方について、労働基準監督署に申告すると、公務員の方は通報義務があるので、通報されてしまって権利救済がされないのではないかという問題は、古く90年代からありました。特に労災の分野については、労災の処理が終わるまでは、入国管理局に労働基準監督署から通報しないというのは、厚生労働省からの通達で、もうこの15年ぐらいの運用がなされていて、労災の分野については当時からあまり懸念せずに申告ができたという状況になっていただろうと思います。

ただそれ以外の、いわゆる未払い賃金ですとかそういった問題については、確かにビザがない方はなかなか申告しづらいという状況は今でもあります。今回、出入国在留管理庁が設置され、役所を大きくして管理も少し強化するということが、新たな在留管理体制の構築ということでなされました。政府の発想としては、たくさん受け入れて、それで犯罪が起きるとか、不法労働者が増えたら困るというので、管理はしっかりしますということを打ち出されています。そういう意味では、一旦は正規で入ったけれども、その後、何らかの事情でビザを失った方については、権利が行使しにくくなる面は出てくるかもしれませんが、日弁連としてはそこについても手当が必要だろうとは思っています。

2点目の、どんな方法で広報をするかについては、インターネットに限らずということだと思いますが、メニューのところ、暮らしやすい地域社会づくりの中で、多言語の音声翻訳システムというのが挙げられていて、例えば自治体の窓口などに、最近の手軽な自動翻訳機をたくさん置いて、窓口レベルで話をしやすくするといったことは考えているようですし、もともと労働局では、全国対応ができる多言語の相談の電話番号を持っていたりですとか、技能実習については、技能実習機構という、技能実習制度の監督をする役所で、母国語で相談ができる無料の電話・メール相談窓口を持っています。なかなか広報が進んでいないところはありますが、一応制度としてはこれまでもあり、それらを拡充しようということはメニューの中には入っていて、予算は付いています。4月1日からどんと始まるかどうかは、準備不足な感は否めませんが、徐々に始まっていき、広報もされていくのかなとは思っているところです。

(フット委員)

私の最初の説明が不十分でしたが、記憶しているところによりますと、ビザが切れているというよりも、あまりにも状況が悪いので、職場から逃げてしまって、在留資格はちゃんと職場に勤めているということが条件なのですが、逃げてい以上はその資格に該当しないので、心配して、報告・申告しないということだったように記憶しています。

(菊地会長)

おっしゃるとおりで、非常に深刻な問題です。外国人受入れ環境整備交付金の概要とあるのですが、司法アクセスとはどこにも書いていないですね。

今、フット先生がおっしゃったように、在留資格がないと、法テラスの資力要件には該当しても、法テラスの法律相談は使えない。そうすると、みんなどこへ行っているんですかと。日弁連の委託事業でやっています。司法アクセスはどこでどう作るのかということ、これから運動をしようと思っています。ワンストップセンターの中に、どこに連絡すれば司法アクセスができるのか、そういう体制を組んでいるのかという問題があります。

それから、実は、先ほど在留資格がないと法テラスの相談が使えないと申し上げましたが、日弁連の委託事業の中で、実は通訳も日弁連が予算を出していますので、予算を含めてどうしたらいいかということは、至急、やらなければというふうには思っています、運動もしていきたいと思います。

それから、やはりプラットフォームのような総合的なシステムを、国を中心として作って、その中に日弁連と各弁護士会が自治体などと提携していくという大きな仕組みを作っていないと、これは到底間に合わないと思います。とにかく急いで、予算獲得運動、ロビー活動も含めてやっていかなければ追いつかないだろうという気がいたします。

(北川議長)

逢見さん。

(逢見委員)

外国人労働者の問題は、建前としては高度な人以外は労働力として受け入れないと、と言いながら、実際には技能実習だったり、留学生のアルバイト就労で、いろんなところで単純労働力として働いているということに、目をつぶっていたようなところがあって、それを労働力として受け入れるということは、もう遅かれ早かれ議論はしなければいけなかったのですが、やっぱり唐突感があると思います。人手不足だからということで14業種とりあえず選んで、そこに特定技能1号で入れますと。2号はまだまだ限定ですということで、将来見据えてやっている制度とはとても思えない、当座しのぎでやったという感じなので、これでは問題点がこれからいろいろ出てくるのだろうと思っています。

例えば、職業の移動ができるということで、現に地方にも入れてほしいという声があるんですけど、ただ最低賃金が低いところにいた場合、東京に行けばもっと高くもらえると思ったら、東京に行くわけですよ。これを止めろという話なんです、それをどうやって止めるのか。本当に止めたら、人権問題になっちゃうわけですよ。ただ、現実的に止めろという議論が起こっている。

それから居住の問題もあって、これが気になります。私は都営住宅の自治会のところに話を聞きに行ったんです。そうしたら、今大体1割ぐらいの人が外国人ですよということで、ゴミ出しの問題とか、コミュニケーションがうまくとれないという問題も自治会は抱えているようです。それから、表札で登録されている人と実際に住んでいる人が違っていると、

子どもがいるんだけども学校に通っていないんじゃないかということがあったら、現実
にそういう問題を抱えているところがあるんです。

そういうところに今まで目をつぶってきたために、その問題を直視して何かしようとい
うことになっていない。共生社会ということで、何とかしなければいけないという意識は出
始めたんですけど、例えばこのワンストップセンターで問題が解決するとはとても思え
ないというところがあります。もう4月からは入ってくるので、全体としてきちんとした長
期的ビジョンがないままに受け入れる。現実対応が遅れているというところが散見されま
すので、今後問題がいろいろ出てくるのが心配です。ここは日弁連としても早く問題提起
をして、どうすべきかということを考える必要があると思います。

(北川議長)

清原さん。

(清原委員)

私も今のご意見と同感でございます。雇用労働行政というのは、中核的に国の仕事で、自
治体はそれを支援するということですが、総合的な外国籍をお持ちの方の生活支援
の現場は、市区町村になるわけですね。そうしますと、例えば現在、全国に、市だけでも
815、市町村を入れると1742ありますが、全国100か所で地方公共団体によるセン
ターを置くか書いてあるんですね。じゃあどこに置くのが課題です。あるいは地方公共
団体によると、いきなりこちらに任されても、今までやってきたことを再編成して対応して
いきたいと思っているのではないかと思います。現実には、例えば三鷹市の場合は、外国籍市
民の皆様の声を直接聞くということで、「国際化円卓会議」という、過半数を外国籍市民の
皆様が委員として占める組織を作って、2年任期で約20年間、お声を聞き続けてきました。
やっぱり一番に課題とされるのは「暮らしの支援」ですが、災害時・平常時ともに「情報が
ほしい」ということと、社会保険であるとか、会長もおっしゃっていますような、いざとい
うときの「司法補償」であるとかですね。生命を維持するために、暮らしの現場として、生
きる上での課題が列挙されてきます。

そこで、今回、外国人材ということで、一步国が踏み出されたとしても、自治体としては、
地域でどう共に暮らしていくか、人権・生命を共に尊重し合って生きていくか、というこ
とが大切です。そういうテーマになると、日弁連さんに実際に自治体と協働して、外国人の皆
様の相談にのっていただいたりしてきたわけですから、そういうような取組の中から、切実
な問題提起をしていかないと、路頭に迷う方たちがいるだろうというふうに思います。

そして、人材についても、建設・造船などもあるかもしれませんが、私たちが現実的に感
じているのは、介護の現場には必ず外国の皆様に入っていたらいいかと、人材が不足してい
くだろうと思います。建築現場ばかり、あるいは今は流通、輸送の分野でも本当に人手不足
で、3月の引っ越しがままならないというだけでなく、宅配便も人手不足になっていると
なると、これらの分野の状況が変わっていく可能性もあります。

ですから、防災については、全国市長会と日弁連で連携協定を交わされましたけれど、外

国にルーツを持つ皆様との共生についても、やはり重要な課題なので、全国市長会や町村会や自治会等と連携をして、具体的な方向性を見いだしていければよいと感じています。以上です。ありがとうございました。

(河野委員)

日弁連さんが、新しい外国人労働者受入れ制度を確立し、外国にルーツを持つ人々と共生する社会を構築することを求める宣言を採択されたということは、とても共感いたしますし、是非この書かれている内容を進めていただきたいと強く思った次第です。

私自身も、先ほどから何人かの委員の方がご発言しているように、この施策というのはあくまでも経済の活性化策であって、生活者としての人ということを念頭において制度設計がされているとは、とても思いません。今現在、経済活性化策としては、こうやっていわゆる人手不足解消のための労働力確保として、外国人の労働者の方を受け入れると。片方では、観光庁さんを中心として、インバウンド4000万人政策というのが、かなりの予算を投入して進められているわけです。片やお客さん、片や労働力という、そういうふうな日本の施策としても、どんなものだと思っています。一般の国民から見ても、そこに人権というのはあるだろうか。あくまでも経済のための、遠目というか単視眼的な対応を打っているのではないかと感じて仕方ありません。是非、宣言に書かれているように、共生社会の確立というのを、日弁連さんが本当にリーダーシップをとってこういった活動を進めていかなければここに着目するということはなかなか難しいと思いますので、やっていただきたいと思います。

権利ということに関して言うと、日本の社会というのは、やはり人権に関しては非常に成熟度が低いというふうに感じています。別の問題ですけれども、この間、子どもの虐待があって、とても心が痛いんですけども、あれもやっぱり、子どもであろうと人格を持った一人の人なんだという尊敬の念が欠けているからこういうふうなことになっていると思っておりまして、外国からいらっしゃる方も、人としてはみな同じ尊重されるべき権利を持っていると思っています。その辺りは日弁連さんがしっかり主張していただきたいと思います。やはり社会の成熟度というか、リテラシーを上げていくために、いろいろな活動をしていただきたいと強く思います。

それからもう1点は、こういう活動をするには、きれいごとでは私はいかないと思っています。観光客はいいんです、帰って行くから。だけど、生活者として一定期間日本にいる場合は、コストがかかりますよね。つまり、労働者として働いていただくのであれば、多分納税もある程度していただかなければいけないと。そのことで、環境を整えていくコストの部分をやっぱり考えて、こういった運動を進めていっていただきたい。誰がお金を出すのかというところですね。そこに共感がないと、もともと日本に住んでいる人たちの中にある心のバリアみたいなものが取れないのではないかと思います。みんなが同じように働いて、みんなが同じように納税して、気持ち良く暮らせるんだという、その辺りも理解できるような形で運動を進めていただきたいなと思いました。以上です。

(中川委員)

今のお話のように、観光客の方が3000万人も年間にあつて、たった二百何十万人しか日本に暮らしていないという、そういう状況自体が何か変だと思ふんですけれども。それはともかくとして、私は実は、アメリカの就労ビザをもらいまして、8年間向こうに住んでいた経験があります。それと比べると、この制度というのは、就労ビザじゃないような気がするんですよね。非常に制限的で、年限にしてもそうですし、業種にしてもそうですし、業種の移転にしてもそうだし、これは何だろうなという感じがいたします。

それはいいとして、外国から異国、つまり外国に行ったときに、一番心配なことは何かというのは三つなんですよ。それは住居と医療と教育なんです。この三つが満たされれば、最低限の生活はできるし、最低限の心配はないんですよ。

ところが、なかなかこれが難しいんです。例えば教育といたつて、小さな子どもをじゃあ現地の学校へ入れて、どうして教育するかという問題ですね。医療の場合は、どこのどういふ医者が出て、言葉をどういふふうでコミュニケーションするかという問題。住居は、どこに何があるか全然分からないし、家賃がいくらであるか、ブローカーがどこにいるか、そういう問題がありまして、非常にアクセスが難しいんです。けれども、この三つが満たされれば、一応安心して働けるし、あとはその人の能力なり、あるいは住んでいる環境によって、ハッピーになるか、アンハッピーになるか、いろいろあるんですけれども、最低限三つは満たされなければいけない。

そういう総花的な政策ではなくて、やっぱり三つをきちんと満たしてあげますと、ですから心配せずに来てくださいという、そういうピンポイントの、誰にでも訴える政策が必要だと私は思います。特に、外国の、来る人の気持ちになつてみたら、すぐ分かります。子どもを連れて、まず日本へ行って、病気になつたらどうするかなど。どこに住むかなど。そういうことをまず考えるでしょう。その心配は最低限ありませんと、こういうセンターがあつて、そこへおいでになれば、あなたのお住まいになる地域でお医者さんを教えます、学校も教えます、住むところはどつちかということ、情報としてあれば、これは全然違うんですよ。

だから私はどつちかという、そういう来る人の気持ちになつた施策というか、情報を用意するのが、本当の意味での受入れの政策だと私は思います。これは経験上、申し上げました。

(北川議長)

よろしいですね。ありがとうございました。

それでは、この件はこの程度で終わらせていただきたいと思います。

議題③ 議長・副議長の選任の件について

(北川議長)

それでは、本日の議題の、議長、副議長の選任をお諮りさせていただきたいと思います。

市民会議規則の第5条では、議長1名と副議長若干名を委員の互選により選出するという
ことになっており、任期は1年で、再任を妨げないという規定でございます。ここで来年度
の1月1日から1年間の議長を選任したいと思います。いかがさせていただきますでしょうか。

(中川委員)

議長につきましては、引き続き北川議長に、副議長につきましては井田副議長に引き続き
お願いいたしたく、推薦申し上げたいと思います。

(「賛成」の声)

(北川議長)

それでは二人で引き受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

6. 次回日程

(北川議長)

次に、次回第62回の市民会議の日程でございますが、7月8日の午後3時30分から5
時30分までということで、現在のところ9名の方の参加が可能ということでご返答をい
ただいておりますので、これで予定させていただきたいと思いますが、よろしゅうございま
すか。

それでは、よろしくお願いいたします。

7. その他

(北川議長)

その他、委員の皆さんや日弁連の方から、何かございますか。よろしいですか。

8. 閉会

(北川議長)

それでは、本日の第61回日弁連市民会議を閉会させていただきます。皆様、どうもあり
がとうございました。

(菊地会長)

どうもありがとうございました。

(了)